

入会金及び会費規則

一般社団法人日本健康食品工業会

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本健康食品工業会（以下「**本会**」という。）定款（以下「**本会定款**」という。）第7条に基づき、本会の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会金）

本会の入会金は、次の各号に掲げる会員の種別（本会定款第5条第2項所定の会員の種別をいう。以下同じ。）に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正会員 30万円
- (2) 賛助会員 無料

第3条（会費）

1 本会の1事業年度（1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）の会費は、次の各号に掲げる会員の種別に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正会員 36万円
- (2) 賛助会員 12万円

2 本会の事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員の会費（以下「**入会初年度の会費**」という。）は、前項の会費を12で除した金額に入会した月を含む当該事業年度内の残月数を乗じた金額とする。

第4条（入会金及び会費の納入）

1 正会員としての入会の承認を受けた者は、入会を承認する旨の通知を受けた日の属する月の翌月末日（末日が金融機関の休業日の場合には前営業日）までに、入会金を納入するものとする。

2 正会員又は賛助会員は、本会に対し、毎年5月末日までに、毎年の社員総会で定められる会費1年分を納入するものとする。ただし、入会初年度の会費については、入会を承認する旨の通知を受けた日の属する月の翌月末日（末日が金融機関の休業日の場合には前営業日）までに納入するものとする。

3 第1項の入会金及び前項の会費の納入は、本会が別途指定する預金口座に振り込んで行うものとする。なお、振込手数料は会員の負担とする。

第5条（入会金及び会費の使途）

第2条の入会金及び第3条の会費は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために使用するものとする。

第6条（退会時の不返還）

会員が納付した入会金及び会費は、当該会員が本会を退会した場合であっても返還しないものと

する。

第7条（変更）

この規則は、本会定款第15条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人日本健康食品工業会の設立の登記の日から施行する。